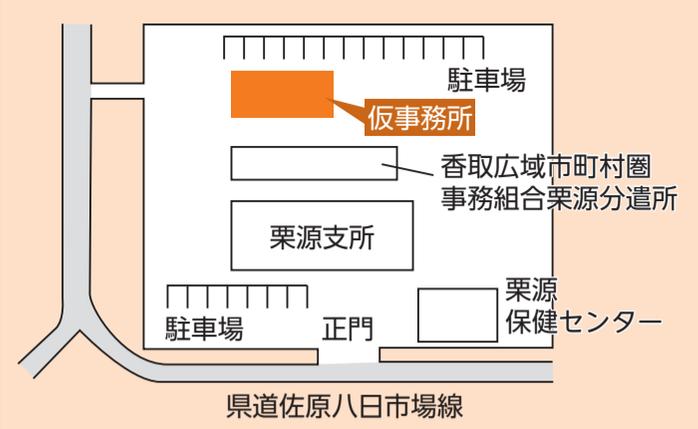


# 栗源支所が仮事務所に移転します



## 案内図



(仮称) 栗源市民センター

の整備工事に伴い、栗源支所の全面改修工事が実施されます。そのため、栗源支所北側駐車場に仮事務所を設置し、窓口業務などは仮事務所でを行います。

仮事務所への移転期間中、窓口での取り扱い業務は通常どおりとなりますが、工事に伴い、支所敷地内の通路が狭くなるほか、駐車場の一部が利用できなくなります。市民の皆さんには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■**仮事務所の設置場所** 香取市岩部700番地(栗源支所北側駐車場スペース)

■**移転期間** 12月24日(火)～平成26年12月31日(水)

問い合わせ  
総務課  
☎(50)1201

## 年末年始特別警戒

12月10日(火)から平成26年1月3日(金)まで年末年始特別警戒が、県下一斉に実施されます。これに伴い期間中、香取市防犯パトロール隊による特別巡回パトロールを実施します。

「市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり」を目指し、今後も市民協働による地域に密着した防犯活動を推進します。

あなたの住むまちから犯罪を無くすためには、地域の皆さんの団結力による、防犯意識の高い環境づくりが大切です。

この機会にパトロール隊の結成を検討されてはいかがでしょうか。

市では、防犯ベスト・帽子の貸与や青色回転灯付パトロール車の貸し出しを行っています。

問い合わせ  
環境安全課 ☎(50)1248

## 新島小学校5年の中村瀬奈さんが防犯ポスター展で金賞を受賞

新島小学校5年生中村瀬奈さんが「千葉県安全で安心なまちづくり旬間」防犯ポスター展で、最優秀賞である金賞を受賞しました。



中村さんは「1年生の頃から、地域の方々が毎日送り迎えしてくれ、ありがとうと、感謝の気持ちを込めて描きました」と、笑顔で話してくれました。

地域の皆さん、これからもポスターのような素晴らしい笑顔で、子どもたちを見守ってください。

## 子ども・子育て支援に関するアンケート調査にご協力を

平成24年8月、子ども・子育て関連3法案が国会で成立し、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育てを総合的に推進することを目的とした、子ども・子育て支援新制度が、平成27年度にスタートする予定です。

本市でも、子ども・子育て支援の環境のさらなる充実を目指し「香取市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」を策定します。

そこで、小学3年生までのお子さんの保護者に、広くご意見・ご要望をお聞きするアンケート調査を実施します。アンケートの対象は無作為に抽出した、小学3年生までのお子さんの保護者です。

問い合わせ  
子育て支援課  
☎(50)1257



## 設置しましたか? 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器が設置されない理由の多くは「設置の義務化を知らなかった」「取り付けが面倒である」「どのくらいの効果があるか分からない」などですが、住宅火災による死者の多くは、就寝中の逃げ遅れによるものです。



大切な「命」「財産」を守るため、住宅用火災警報器が有効です。設置していただくことによ

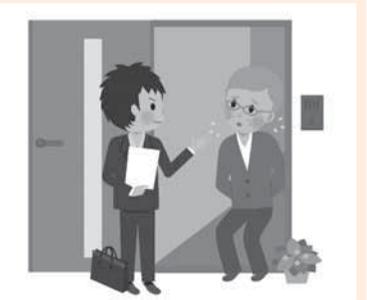
り、異常に早く気づき「命を取り止めた」「火災発生または拡大に至らなかった」という事例が報告されています。

### 住宅用火災警報器 悪質訪問販売にご注意

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例により、平成20年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けになりました。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、悪質な訪問販売などが発生しています。次に紹介する事例を参考に、だまされないように注意しましょう。

◇「消防署の方から来ました」と消防職員をいつわるケース



◇「住宅用火災警報器の点検に来ました」と言って、点検後に高額な請求をするケース

◇「住宅用火災警報器の点検後、契約書であることを隠して署名を求めてくるケース

◇「設置しないと罰金」と脅し「今だけの特別価格」を強調して買わせるケース

問い合わせ  
香取広域市町村圏事務組合  
消防本部予防課  
☎(83)2245

## 整骨院・接骨院との上手なつきあい方



### 柔道整復師にかかるとき ④

健康保険で柔道整復師による施術を受けた場合の費用は、患者が窓口で自己負担分を支払い、残りの費用は患者に代わって柔道整復師が健康保険に請求する「受領委任制度」になっています。

この手続きには、「療養費支給申請書」の受取代理人欄へ患者自身による署名が必要です(手の負傷などによる代筆のときは押印が必要)。

- 負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認して署名しましょう
  - 白紙の申請書に署名するのはやめましょう
  - 領収書は必ずもらって、保管しておきましょう
- 後日、施術日や施術内容などを文書で照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせ 市民課 ☎(50)1228